

# 小田原市久野霊園条例の一部改正等（素案）

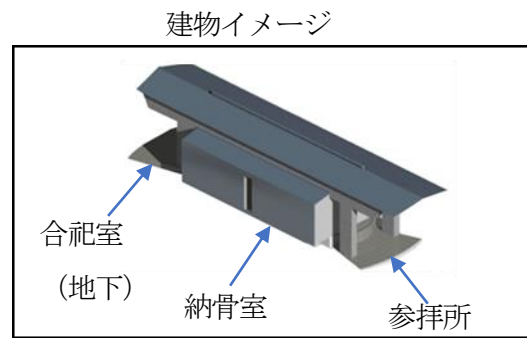
## 1 背景

少子化の進展など社会情勢の変化に伴う墓地の承継への不安から、合葬式墓地への需要が高まってきたため、墓地の無縁化を防止するとともに、合葬式墓地への改葬により空いた区画墓地を新規使用者に提供する循環利用を図るため、小田原市久野霊園合葬式墓地を新設いたします。

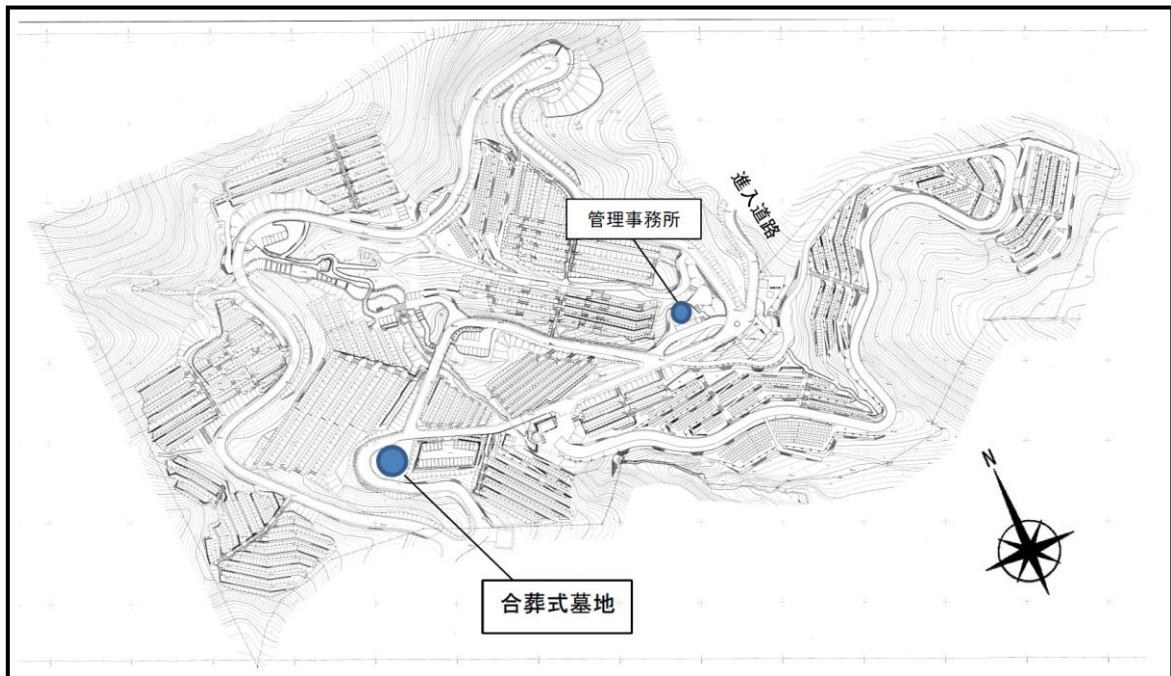
これに伴い、小田原市久野霊園条例、同条例施行規則の一部改正をするものです。

## 2 施設の概要

小田原市久野霊園合葬式墓地	
所在地	久野 4859 番地の 7
形態・規模	鉄筋コンクリート平屋建て 納骨施設（床面積 54㎡）
骨壺埋蔵数	1,300個
設置・管理	小田原市



### <位置図>



### 3 改正内容

#### (1) 対象となる条例等

- ア 小田原市久野霊園条例（以下「条例」という。）
- イ 小田原市久野霊園条例施行規則（以下「規則」という。）

#### (2) 内容

##### ア 久野霊園の墳墓の種別について（条例事項）

小田原市久野霊園の墳墓の種類は、区画墓地及び合葬式墓地とします。区画墓地とは現在設置されている墳墓をいい、合葬式墓地とは参拝所、納骨室及び合祀室を備えた墳墓をいいます。

##### イ 合葬式墓地の使用の許可を受けることができる資格について（条例事項）

次のいずれかに該当する場合に合葬式墓地の使用の許可を受けることができることとします。

##### (ア) 次の条件すべてに該当する場合

- a 小田原市に引き続き1年以上居住している者
- b 焼骨を有していて合葬式墓地を使用しようとする者又はその死後において自己の焼骨を埋蔵しようとする者
- c 区画墓地の使用者でない者

##### (イ) 区画墓地から合葬式墓地にしようとする場合

※ただし、経過措置として、施行の日から3年間は、区画墓地を使用している使用者がその墳墓を合葬式墓地にする場合を募集対象とします。

※合葬式墓地の整備に伴い、区画墓地の使用者の資格についても、合葬式墓地の使用者でない者を要件に追加することとします。

##### ウ 合葬式墓地の埋蔵場所について（条例事項）

(ア) 焼骨は使用の許可日から起算して20年を経過するまでは納骨室に埋蔵することとします。

(イ) 20年経過後は、焼骨は合祀室に埋蔵することとします。

##### エ 合葬式墓地の埋蔵の制限等について（条例及び規則事項）

(ア) 合葬式墓地には使用許可の対象となった焼骨等に限って埋蔵することができることとします。

(イ) 埋蔵する焼骨の容器は、次に定める基準に適合していなくてはならないこととします。

- a 幅及び奥行きがそれぞれ22センチメートル以下、高さが27センチメートル以下であること。
- b 容器の材質は、陶磁器その他焼骨の埋蔵に適したもので、桐箱等の外装を施していないこと。

(ウ) 納骨室及び合祀室には立ち入ることはできないこととします。

##### オ 合葬式墓地の使用料及び管理料について（条例事項）

合葬式墓地の使用に当たっては、使用許可を受けたときに一括で使用料及び管理料を納付しなければなりません。

カ 合葬式墓地の使用料及び管理料の還付について（条例及び規則事項）

合葬式墓地の使用料及び管理料は、焼骨を埋蔵していない場合に限り、使用許可を受けた日から3年以内に合葬式墓地を使用する必要がなくなった旨を届け出たときは、一部を還付することができることとします。

キ 区画墓地の使用場所の返還について（条例事項）

区画墓地の利用者が合葬式墓地を使用する場合は、現在使用している区画墓地を原状に復して、市長に返還しなくてはなりません。

ク 焼骨の返還等（条例事項）

(7) 合葬式墓地の使用許可日から起算して20年を経過する日までの間に、利用者等から焼骨の返還を求める旨の申出があった場合又は使用許可を取り消された場合を除き、合葬式墓地に埋蔵した焼骨は返還しないこととします。

(4) 合葬式墓地の利用者等は、合葬式墓地に焼骨が埋蔵されていない場合で、合葬式墓地を使用する必要がなくなったときは、速やかにその旨を市長に届け出るものとします。

ケ 合葬式墓地の使用許可の取り消しについて（条例事項）

(7) 市長は、次のいずれかに該当する場合は、合葬式墓地の使用許可を取り消すことができることとします。

a 許可を受けた目的以外に霊園を使用したとき。

b 霊園を使用する権利を譲渡し、又は転貸したとき。

c 使用許可を受けた日から3年（その死後において自己の焼骨を埋蔵するための使用許可を受けた者にとっては、その死後から3年）を経過しても使用しないとき。

d 霊園の使用に関する条例や規則に違反したとき。

(4) 合葬式墓地の使用許可を受けた者のうち、納骨室に焼骨を埋蔵している者が当該許可を取り消された場合は、市長の指定する期日までに焼骨等を引き取らなければならないこととします。

(5) 市長は、合葬式墓地の使用許可を取り消された者が、焼骨を引き取らない場合は、他の場所に移転して、これに要した費用をこの者から徴収することができることとします。

コ 合葬式墓地を使用する権利の消滅について（条例事項）

(7) その死後において自己の焼骨を埋蔵するために合葬式墓地の使用許可を受けた者が、住所不明となり10年を経過したときは、その者が合葬式墓地を使用する権利は消滅します。

(4) 合葬式墓地の使用許可が取り消された場合及び使用する権利が消滅した場合で、焼骨を引き取るべき者がいない場合は、市長はその焼骨を改葬することができることとします。

サ その他

(7) 合葬式墓地の使用許可の申請、使用申請者の募集及び選考、霊園の一時使用の手続等については、区画墓地と同様の定めとすることとします。

(4) 合葬式墓地の整備に当たり、申請書の書式等の調整をすることとします。

## 4 施行期日

令和5年4月1日（予定）

### 【関連資料】

- ・小田原市久野霊園条例 ※現行のもの
- ・小田原市久野霊園条例施行規則 ※現行のもの